

第一回定例道議会報告

2021年3月24日
北海道議会 民主・道民連合議員会
政 審 会 長 沖 田 清 志

第1回定例道議会は、2月25日（木）に開会し、2021年度一般会計予算案、「気候非常事態宣言に関する決議」などを可決、3月24日（水）に閉会した。代表質問には、沖田清志（苫小牧市）議員が立ち、知事の政治姿勢、行財政運営、デジタル化の推進、新型コロナウイルス感染症対策に係る取り組み、経済と雇用対策、高レベル放射性廃棄物最終処分場選定問題、幌延深地層研究計画の期間延長、JR北海道路線問題、バス路線の維持、継続、新千歳空港の機能強化、第1次産業の振興、学校職員の働き方改革をはじめとする教育課題などについて質疑した。

1 主な審議経過について

冒頭、国の総合経済対策に基づく第3次補正を受けた2,027億9,739万円の2020年度一般会計補正予算の先議を行い、2月25日に中川浩利（岩見沢市）議員が、防災・減災、国土強靱化のための5ヶ年加速化対策、小規模農家への対応、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う観光関連事業者以外の事業者支援、中小・小規模企業の資金繰り支援、ワクチン接種体制の整備及び市町村支援、特定不妊治療助成事業、生活福祉資金の特例貸付制度などについて質した。

また、最終補正予算は、予算特別委員会で審議され、3月15日に武田浩光（札幌市西区）議員が財政運営、中小企業総合振興資金貸付金、新型コロナウイルス感染症対策地域医療基金積立金、庁舎等感染症対策経費、感染症対策に係るシステム改修、各種基金関連経費について質した。これにより、2020年度一般会計予算の最終総額は、3兆7,336億4,644万円となった。

一方、2021年度一般会計当初予算案は、新型コロナウイルス感染症対策に6,541億円を計上したことから、前年度当初比で15.4%増の3兆2,530億円で過去3番目の規模となった。借換債を除く事業費ベースでも前年度当初比で20.7%となっている。歳入における道税収入は6.3%の減。その内の地方消費税が2.9%の減となったことから、地方交付税は3.6%の増となった。道債は9.1%減の6,050億円を発行する。一般財源に占める借金の割合を示す実質公債費比率は2021年度で19.7%と推計されている。

代表質問の主な課題のうち、知事の政治姿勢については、道政運営の自己評価と残任期間の舵取りについて質したが、ポストコロナを見据え、「ピンチをチャンスに」の気概をもって新たな北海道づくりに挑戦していくと、至らなかつたことや反省すべきことなど振り返りには触れず、また、今後に向けた具体的な手法や指示にも言及はなかつた。昨年第1回定例会でも指摘したロードマップについては、道民が希望に満たされるよう改編を求めた。さらに「人権関連施策」を重点政策の柱として位置付けるよう指摘したが、道政運営上、基本となる施策との認識は示すものの、個性や人格を尊重し、支え合う地域社会の実現に取り組むとの従前の域を脱しない答弁に止まった。デジタル化の推進については、地域格差が生じないよう、人口減少対策や過疎対策の視点をもって取り組むべきと求めたが、「北海道 Society 5.0 推進計画」に基づき、通信基盤の促進に努めると答弁。新型コロナウイルス感染症に係る取り組みについては、基本方針として、基本方針として、中途半端な防止策や場当たりの休業や時短要請の繰り返しではなく、まずはしっかりと感染拡大の防止に取り組む「ゼロコロナ社会」への転換を図るべきと追及したが、新北海道スタイルの促進、事業継続や生活の安心確保の充実に努め、感染症に強い社会の構築を目指すとの答弁に終始し、「ゼロコロナ社会」の実現に対する認識は示されなかつた。また、まん延防止等重点措置への対応について、警戒ステージの設定、解除基準などの整備、感染情報の公表のあり方の見直しを早急を実施するべきと質した。加えて、事業者への支援に関して、事業者の負担軽減に配慮するとともに、追加支援を更に検討すべきと質した。経済と雇用対策については、相次ぐ大型事業所の撤退、廃止に伴う地域への影響、厳しい若者の就労環境への実効性ある支援策の実施、インバウンド頼みではない持続的、安定的な観光施策の検討、推進について質した。エネルギー政策では、とりわけ高レベル放射性廃棄物最終処分場選定問題や幌延深地層研究計画の期間延長における、将来に疑念を残す発言に関して、道民の不安を払拭するとともに、信頼を回復するため、改めて認識を質したが、これまでの答弁を繰り返すだけだった。地方交通政策について、JR北海道路線問題では、国やJR北海道、各自治体等による関係者会議の継続並びに機運醸成及び道民の理解促進への具体的な取り組みを、経営状況が厳しいバス路線の維持・継続に向けた緊急的支援の必要性を、また、新千歳空港の機能強化に関しては、空港の鉄道アクセス抜本改良への工程等を明らかにするよう求めた。第1次産業の振興について、農業政策では、国際貿易協定の影響、農業・農村振興計画の推進、高病原性鳥インフルエンザ対策を、林業政策では、森林整備の推進、道産木材の利用促進などについて質した。アイヌ政策の推進に関しては、ア

イヌ民族、またその苦難の歴史や文化について、北海道から全国に発信する必要があるとの指摘について、幼児期からの理解促進に向けた教育の充実やウポポイをはじめアイヌ文化の魅力ある発信に取り組むとの答弁があった。東京オリンピックに関する取り組みについては、コロナ禍における開催の可否や機運の醸成に向けた取り組みを質した。また、北方領土返還の取り組みでは、ロシアの北方領土に関する近年の言動への受け止めと今後の政府への対応を質したところ、北方四島の一日も早い返還に向け、領土交渉が後退することがないよう国に対して強く求めるとの答弁があった。教育課題においては、学校職員の働き方改革における実効ある取り組みの推進、GIGAスクール構想の格差是正、少人数学級の拡大、アイヌ教育の推進、児童生徒の自殺防止への対応について質した。とりわけ働き方改革において、教職員の半数以上が労基法で定める月45時間を超えていることを指摘し、業務縮減の取り組みを質した。これに対して教育長は、部活動の指導時間の遵守や効果的な研修内容・方法の精選などを推進すると答弁した。

会派はこうした議論経過などから、2021年度一般会計予算案については、組み替えを求める動議を提出し反対した。動議の提案趣旨説明は、予算特別委員会で小泉真志（十勝地域）議員、本会議で笹田浩（渡島地域）議員が行った。

2 採択された決議・意見書

(◎は政審発議、○は委員会発議)

- 気候非常事態宣言に関する決議
- ◎国民健康保険の子どもに係る均等割保険料（税）軽減措置の対象範囲拡大の検討を求める意見書
- 悪質商法による消費者被害をなくすための預託法の改正並びに特定商取引法及び同法方針の改正等を求める意見書

3 代表質問の要旨

(○は質問者発言、●は答弁者発言)

沖田 清志 議員（苫小牧市）

1. 知事の政治姿勢について
 - (1) 道政運営について
 - この2年間の道政運営をどう評価し、残り任期をどう舵取りしていくのか。
 - 庁内や道議会での連携・議論を重ね、「ピンチをチャンス」の気概で挑戦していく。
 - (2) 令和3年度の重点政策について
 - 遅滞する政策をどう進め、ポストコロナ時代の北海道をどのように導いていくのか。
 - コロナ禍における情勢変化や社会変化を捉え、政策資源を集中的に投入していく。
 - (3) ロードマップについて
 - 不確実な行事予定表にすぎないロードマップは改編すべきだ。
 - ポストコロナを見据え、総合計画を見直し、今後の施策の方向性を取りまとめいく。
 - (4) 予算編成における新たな取り組みについて
 - 予算編成にあたっては、事務事業の見直しや外部資金の獲得にどう取り組んだのか。
 - 厳正かつ効果的・効率的な執行を徹底し、外部資金の獲得では民間と連携していく。
 - (5) 重点政策の柱立てについて
 - 人権施策の充実を、なぜ、重点政策に盛り込まなかったのか。
 - 人権施策は、見直しを進めている基本方針のもとで効果的な推進を図っていく。
2. 行財政運営について
 - (1) 基本方針の目指す姿と推進管理について
 - 新たに定量的な目標を定め、取り組みを分かりやすく確実に進めるべきだ。
 - 個別目標や工程表は、進捗状況や取り組み内容を毎年度、道民に公表していく。
 - (2) 北海道総合計画の見直しについて
 - 見直しは、あるべき姿の「輝きつつける北海道」にどう寄与するのか。
 - 感染症対策と社会経済活動の両立、産業や生活の場を創出し新たな社会を実現する。
 - 具体的にどのような方策で周知し、施策の実行に向けてはどうか取り組んでいくのか。
 - 広報紙を通じたPRや出前講座の実施等により、多様な主体と連携し推進していく。
3. 地方創生の推進について
 - (1) デジタル化の推進について
 - 5Gの現状や今般の課題認識、普及・拡大にどう取り組んでいくのか。
 - 市町村と連携し、地域におけるニーズの掘り起こしを行い、普及拡大に取り組む。
 - テレワークの導入が出来ていない企業や自治体に対し、積極的に関与・支援すべき。
 - 支援策の活用や展示会等の実施で生産性向上やサテライトオフィスの誘致を進める。
 - (2) 新過疎法について
 - 卒業団体については、経過措置終了後も支援が必要だ。
 - 中長期的な取り組みも視野に入れ、効果的な支援制度の提案を行っていく。

4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る取り組み等について
 - (1) 基本方針について
 - 道政運営はウイズコロナか、ゼロコロナかを明確にし、効果的な対策を打ち出すべき。
 - 新北海道スタイルの促進や生活等の安心確保に支援し、感染症に強い社会を目指す。
 - (2) まん延防止等重点措置への対応について
 - 法改正を踏まえた対策要綱の早期の見直しが必要だ。
 - まん延防止等重点措置の要請の考え方は、道の警戒ステージや対策要綱にも反映する。
 - (3) 感染者情報の公表のあり方について
 - まん延防止等重点措置に的確に対応するためにも、主体的に公表基準を見直すべきだ。
 - まん延させないための適切な行動をとる上で、必要な情報を伝える観点で整理する。
 - (4) PCR検査について
 - 福祉施設等での検査を定期的実施し、クラスターに対応する体制を整えるべきだ。
 - 感染拡大が見られる地域における行政検査の対象を、他の施設にも拡大する。
 - (5) ワクチン接種体制について
 - 接種に必要な医療従事者の確保に向けて、どう市町村支援を行っていくのか。
 - 医療関係団体や市町村と情報共有し、地域における接種体制の整備に努める。
 - (6) 後遺症の対応について
 - 退院後のフォローアップや専門外来の設置など、具体的な対策が必要だ。
 - 国の調査研究結果など動向を注視しつつ、保健所の相談状況を把握し適切に対応する。
 - (7) 事業者への支援について
 - 時短等により関連業者により大きな影響が出た。支給範囲の拡大や支給額の拡充が必要だ。
 - 支援金制度の詳細検討を進め、幅広く支援が行き届くよう取り組む。
5. 医療・福祉政策について
 - (1) 待機児童の解消について
 - 画一的な保育制度ではなく、地域の実態に則した仕組みに改革する必要がある。
 - 保育士確保に向け、返還免除型の貸付事業等を通じて処遇改善に取り組む。
 - (2) 少子化対策について
 - 国の子育て支援像が見えない。人口減少対策の観点からも積極的な取り組みが必要。
 - 結婚や子育て支援、更には人口減少対策や経済・雇用対策等にも全庁的に取り組む。
6. 経済と雇用対策について
 - (1) 製造業の衰退と地域への影響について
 - 大手事業者の撤退は住民生活に影響が出る。地域の持続可能な発展にどう関わるのか。
 - 地域資源を活かした新たな産業の育成や振興、UIターンや移住施策を充実していく。
 - (2) 事業継続支援について
 - 事業継続等に向けて、支援センターの周知徹底と相談窓口の増設で支援強化すべきだ。
 - ファンドの申込期間の延長やコーディネーターを6圏域に新たに配置する。
 - (3) 道内企業の活用について
 - 道の発注業務は適正な履行の確保を前提に、道内企業の参入機会の活用等を促すべき。
 - 公募型プロポーザル方式の実態を調査し、道内企業の参入状況の分析を進めている。
 - (4) 雇用対策について
 - コロナ禍に名を借りた不適正な事案に対しては、どう厳正な対応をしていくのか。
 - 労働基準監督署や労働委員会の紹介、経済や業界団体には法令遵守を要請している。
 - (5) 人手不足の解消について
 - 異業種チャレンジ奨励事業の対象職種は通年的に人手不足。根本的な原因解決が必要。
 - 処遇や労働環境の改善を国に求めると共に、労働移動の促進を適時見直し取り組む。
 - (6) 観光産業について
 - 今こそインバウンド頼みではない観光施策を推進すべきだ。
 - アドベンチャートラベルやワーケーションなど滞在型観光の施策を展開していく。
7. エネルギー政策について
 - (1) 高レベル放射性廃棄物最終処分場選定問題について
 - 最終処分場設置には明確に反対するという断固たる姿勢を発信し続けることが重要。
 - 概要調査に移行する場合は、「現時点では」反対の意見を述べることを発信してきた。
 - (2) 幌延深地層研究計画の期間延長について
 - 9年間で研究は終了し、施設を埋め戻すことを書面で明確に確約を取るべきだ。
 - 理事長との面談で研究期間を確認し、面談結果を議事録として公表している。
 - (3) 省エネルギー・新エネルギーについて
 - 「ゼロカーボンシティ宣言」を踏まえ、道民に対しては目標を明確にし策定すべきだ。
 - 自らをトップとするゼロカーボンを推進するプロジェクトチームを設け取り組む。
 - 条例の趣旨を踏まえれば、原子力発電は将来的なベースロード電源に含まないのか。
 - 泊原発は規制委員会での審査が継続中であり、予断を持って言う状況にはない。
8. 防災・減災対策について
 - 次年度以降の防災意識の普及・啓発や自治体等への支援にどう取り組むのか。
 - 現下の状況を踏まえ、防災教材の更新やデジタル化の推進、訓練等に職員を派遣する。

9. 地域交通政策について

(1) J R 北海道路線維持問題について

- 持続的な鉄道網の確立に向けどう対応し、道民や議会に情報開示していくのか。
- 経営等への影響については、四半期ごとの検証の機会で見明らかになるよう求めていく。
- 観光列車の無償貸与等の支援策を打ち出しているが、新年度はどう地域支援するのか。
- 鉄道の更なる利用促進に向けて、第2期アクションプランの取り組みを進めていく。

(2) バス路線の維持、継続について

- 地域に信頼される公共交通機関の使命を果たすためにも、道の積極的な支援が必要。
- 地方創生臨時交付金の活用や割引乗車券への支援等により路線の維持等に取り組む。

(3) 新千歳空港の機能強化について

- 経済や観光の拠点となる空港の機能強化に向け、知事はリーダーシップを発揮すべき。
- 国やJ R北海道、北海道エアポート等と鋭意、意見交換を行っている。
- 混雑解消のため3本目の滑走路新設が必要との議論に変わっているのではないか。
- 国際拠点空港としての需要を踏まえた機能強化の検討を進める。

10. 第1次産業の振興について

(1) 農業政策について

- コロナ禍等で変化した需要動向も含めた影響調査を再試算し対策を講ずるべき。
- 国の対策を効果的に活用し、生産力・競争力の強化と持続的発展を確立していく。
- パワーアップ事業をより強化していくためには、中期的な継続と予算確保が重要だ。
- 「めざす姿」の実現に向け、パワーアップ事業を講じて生産基盤整備を促進する。
- 現状の状況の中、高病原性鳥インフルエンザによる感染をどのように防止するのか。
- より強い危機意識を持ち、防止対策と養鶏場における早期発見、通報の徹底に努める。

(2) 林業政策について

- 森林整備における担い手不足対策には、植林産業の省力化と予算確保が必要だ。
- 植林費用の負担軽減、作業の効率化と省力化に取り組み、必要な予算確保に努める。
- ポストコロナを見据え、林業や木材産業の競争力強化、道産木材の普及等を図るべき。
- 高付加価値建築材の生産体制の整備や道産建築材の利用に対する支援等に取り組む。

(3) 漁業生産額回復の取り組みについて

- 資源増の魚種の付加価値向上や増養殖の推進が急務だ。
- 増養殖技術の改良や魚類養殖の検討など栽培漁業を推進していく。

11. アイヌ政策の推進について

- アイヌ民族の苦難の歴史や文化について、積極的に発信していく必要がある。
- 幼児期からの教育の充実や文化の魅力発信により、理解促進に取り組んでいく。

12. 東京2020オリンピック・パラリンピックについて

- コロナ禍において、開催への可否や機運醸成に向け、どう取り組んでいくのか。
- 感染防止や応援対策などに取り組むことで、成功に向けた機運醸成に努める。

13. 北方領土返還の取り組みについて

- 知事は政府に、外交青書に記載されていた基本姿勢に戻すべきと、強く要求すべき。
- ロシアでの憲法改正や要人の発言は残念であり、平和条約交渉への影響を懸念する。

14. 教育課題について

(1) 学校職員の働き方改革について

- 実効性の高い働き方改革をどう進めるのか、早急に学校現場に示す必要がある。
- 取り組みの検証結果の情報提供や好事例の普及を行いながら、改革に全力で取り組む。

(2) G I G A スクール構想について

- 通信環境の未整備地域など、教育機会格差に対する認識と今後どう対応するのか。
- 一部市町村では本年度の完了は難しいが、教育活動に格差が生じないように支援する。

(3) 少人数学級について

- 国に先行し新年度以降、順次、中学3年生まで段階的に少人数学級を実施すべき。
- 国に先行し、令和6年度までに、まずは小学校全学年へ対象学年を順次拡大する。

(4) アイヌ教育について

- 小中高校生に対して、各学校ではどのように教育活動に取り組んできたのか。
- ウポポイの開業を契機に、博物館の学習プログラムの周知や修学旅行での活用も提案。

(5) 児童生徒の自殺について

- 児童生徒が出すS O Sに、どのように主体的に対応していくのか。
- 新たにSNSを活用した相談対応を始め、自殺防止の体制構築を促進していく。
- 心理、医療の専門家等の協力を得て、教職員の危機意識を高める取り組みを進める。

<再質問>

1. 知事の政治姿勢について

(1) 道政運営について

- 2年間の自己評価と、コロナ禍の状況を踏まえ、安心な地域社会をどう実現するのか。
- 感染再拡大防止と社会経済への影響の最小化に全力を傾ける。

- (2) 重点政策の柱立てについて
- 人権施策は最優先に取り組む政策に引き上げ、リーダーシップを発揮し取り組むべき。
 - 道行政を推進する上での基本となる施策であり、庁内連携のもと取り組んでいく。
2. 基本方針のめざす姿と進捗管理について
- 組織が横断的に機能するよう、都度、第三者による組織体制の点検と検証を行うべき。
 - 全庁的な視点で、組織機構のあり方について検討を加えながら体制整備を図っていく。
3. デジタル化の推進について
- 人口減少対策や過疎対策の視点から「北海道 Society5.0」にどう取り組んでいくのか。
 - 推進計画の課題に取り組むとともに、それを支える通信基盤の整備を促進していく。
4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る取り組み等について
- (1) 基本方針について
- ゼロコロナ社会の実現に、積極的に取り組むことを求める。
 - 経済循環の取り組み等を段階的に進めるなど、感染症に強い社会の構築を目指す。
- (2) まん延防止等重点措置への対応について
- 特措法の改正に伴った警戒ステージの設定や解除基準等を早急に示すべき。
 - 具体的な措置は専門的な見地を深めた上で、保健所と振興局が連携し対応する。
 - 感染者情報の公表のあり方については、道の考え方を早期に示すべき。
 - 適切な行動をとる上で必要な情報を伝える観点から、できるだけ早期に整理する。
 - 感染者情報について、知事や関係部長は市町村ごとの詳細な情報を把握しているのか。
 - 地域ごとの感染状況や対策は、必要に応じて保健所や振興局と調整を図っている。
- (3) 事業者への支援について
- 事業者の負担軽減に配慮するとともに、追加の支援を更に検討すべき。
 - ワンストップ窓口を通じて、苦境にある事業者の経営継続を支援していく。
5. 経済と雇用対策について
- (1) 製造業の衰退と地域への影響について
- 地域の再生と立て直し、持続可能な発展に向け、継続的かつ即効性ある支援が必要。
 - 本社への要請や再就職の支援、新規販路の開拓等の支援に取り組んでいる。
- (2) 雇用対策について
- 企業の採用マインドを高めるためには、更なる支援策が必要。
 - 未内定者への伴走支援を行うハローワーク等とも連携し、安定的就業に取り組む。
- (3) 観光産業について
- インバウンド頼みではない持続的で安定的な観光施策を検討、推進すべき。
 - 本道の価値や優位性を活かした「クリーン北海道」等の取り組みを戦略的に進める。
6. エネルギー政策について
- (1) 高レベル放射性廃棄物最終処分場選定問題について
- なぜ「現時点で」と前置きするのか。明確に反対だけを唱えるべきだ。
 - 経産大臣から意見を聴かれた場合における考え方について、「現時点」と答えた。
- (2) 幌延深地層研究計画の期間延長について
- なぜ第4期中長期計画の中で明記できないのか。また明記した確認書を交わすべきだ。
 - 自らが9年間であることを確認し、面談結果を議事録として公表している。
7. 地域交通政策について
- (1) JR北海道路線問題について
- 当面の支援と中長期的な取り組みは、関係者会議による継続的な協議が必要。
 - JR北海道の取り組み状況や支援内容は、関係者間で情報を共有する。
 - 機運醸成と道民理解と合意を図るため、具体的に何を行っていくのか。
 - 鉄道活性化協議会を通じて、鉄道網の重要性を内外に発信する。
- (2) バス路線の維持、継続について
- 路線の廃止や縮小といった事態に陥らないためにも、新たな補助制度の創設が必要。
 - 国に要請するとともに、地域の実情を踏まえた地域公共交通計画の策定を進める。
- (3) 新千歳空港の機能強化について
- 空港の鉄道アクセス抜本改良については、課題の整理時期や議論の場をいつ示すのか。
 - 国やJR北海道、北海道エアポートなどと鋭意、意見交換を行っている。
8. 学校職員の働き方改革について
- 在校等時間縮減に向けては、そもそも業務縮減が第一と考える。
 - 対面・集合型研修とオンライン研修のベストミックスによる研修方法等を推進する。

<再々質問>

1. 新型コロナウイルス感染症対策に係る取り組み等について
- (1) 基本方針について
- 今こそ、北海道モデルの構築を目指すとの気概を取り戻し、ゼロコロナを目指すべき。
 - 必要な対策を講じた上で、経済循環を段階的に進め、感染症に強い社会を構築する。

- (2) まん延防止等重点措置への対応について
 ○実効性ある取り組みに向け、公表基準の見直し等の課題をいつまでに整理するのか。
 ●措置の考え方が道の警戒ステージの運用に反映するよう、専門家の意見を伺っている。

4 一般質問者の質問項目

木葉 淳 議員 (江別市)

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
- 2 特定事業主行動計画について
- 3 地方創生について
- 4 道民の森の活用について
- 5 ホッカイドウ競馬について
- 6 交通安全について

淵上 綾子 議員 (札幌市東区)

- 1 新型コロナウイルス感染症対策に関する諸課題について
- 2 宅地建物取引士免許更新のための法定講習について
- 3 賃貸住宅退去時のトラブルについて
- 4 成年後見制度について
- 5 地域づくり総合交付金について
- 6 農福連携について
- 7 子ども性犯罪被害防止について
- 8 医療機関における入退院手続等について
- 9 養育費の立替について
- 10 「選ばれる北海道」について
- 11 フードデリバリーサービスなどに関する自転車利用者の安全確保について
- 12 道立病院における性的マイノリティに関する諸課題について
- 13 人権施策推進基本方針の見直しについて
- 14 パートナーシップ制度について

壬生 勝則 議員 (釧路市)

- 1 保健所及び衛生研究所に勤務する臨床検査技師に係る処遇の改善について
- 2 保健所組織機構の強化について
- 3 福島第一原発事故で発生した汚染処理水の海洋放出について
- 4 今後のベースロード電源の在り方について
- 5 経済と雇用対策について
 - (1) 製造業の雇用対策について
 - (2) コロナ禍における道内への企業誘致について
- 6 林業指導者の確保について
- 7 教育課題について
 - (1) 新型コロナウイルス感染症への感染不安を理由に登校しない児童生徒について
 - (2) 夜間中学について

菅原 和忠 議員 (札幌市厚別区)

- 1 アイヌ政策について
- 2 介護保険事業者政策について
- 3 農業政策について
- 4 J R北海道の経営再生について

中川 浩利 議員 (岩見沢市)

- 1 災害ボランティアについて
- 2 災害廃棄物処理計画について
- 3 観光列車について
- 4 新型コロナウイルス感染症について
- 5 米の需給と米価への影響について
- 6 道職員に対する不妊治療休暇の創設について
- 7 教職員の負担軽減について

梶谷 大志 議員 (札幌市清田区)

- 1 知事の政治及び道政執行の姿勢について
- 2 防災・減災対策について
- 3 新型コロナウイルス対策及び政策展開について

5 委員会等における主な質疑

(1) 常任委員会・特別委員会

- 総務委員会では山根理広（札幌市北区）議員が1月13日に新型コロナウイルス感染症への業務対応に係る保健所職員等の処遇について質疑。
- 総合政策委員会では笠木薫（旭川市）議員が2月2日に新型コロナウイルス感染症対策について質疑。
- 環境生活委員会では広田まゆみ（札幌市白石区）議員が1月13日に北海道における縄文世界遺産の活用の在り方について、2月2日に地域循環共生圏の推進とゼロカーボンシティの実現について、2月24日に北海道地球温暖化対策推進計画の見直し及び計画に基づく施策の実施状況等に関する報告について、3月24日にデジタルミュージアムについて、北口雄幸（上川地域）議員が1月13日に新型コロナウイルス感染症による誹謗中傷（人権）対策について、淵上綾子（札幌市東区）議員が2月2日にパートナーシップ制度、コロナ禍における困窮する女性支援について、2月24日に北海道における縄文世界遺産の活用の在り方（仮称）（案）に関する報告について、3月24日にパートナーシップ制度について質疑。
- 保健福祉委員会では武田浩光（札幌市西区）議員が1月13日と2月2日に新型コロナウイルス感染症について、3月24日に変異株の感染拡大防止対策について質疑。
- 経済委員会では小泉真志（十勝地域）議員が2月2日に休業と時短要請について、2月24日に障がい者雇用について、3月24日に地域振興について質疑。平出陽子（函館市）議員が3月24日に地域経済の活性化について質疑。
- 農政委員会では池端英昭（石狩地域）議員が1月13日に「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改定に関する報告について、松本将門（旭川市）議員が令和3年産米の「生産の目安」に関する報告について、3月24日に気象災害による農業被害について質疑。
- 文教委員会では木葉淳（江別市）議員が1月13日に令和2年度全国学力・学習状況調査生徒児童質問紙調査の集計結果に関する報告、高等学校における学びについて、2月2日に学校職員の働き方について質疑。
- 産炭地域振興・エネルギー問題調査特別委員会では藤川雅司（札幌市中央区）議員が1月14日に、文献調査に係る交付金について、3月24日に北電のプルサーマルについて質疑。壬生勝則（釧路市）議員が2月3日に次期「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」策定の検討状況に関する報告について質疑。
- 北方領土対策特別委員会では小泉真志（十勝地域）議員が1月14日に、北方領土問題の取り組みについて質疑。
- 食と観光対策特別委員会では淵上綾子（札幌市東区）議員が3月24日にどうみん割について質疑。
- 北海道地方路線問題調査特別委員会では菅原和忠（札幌市厚別区）議員が1月14日に北海道の鉄道ネットワークに関する関係会議及び国のJR北海道に対する令和3年度以降の支援内容に関する報告について質疑。笠木薫（旭川市）議員が2月3日に北海道の鉄道ネットワークに関する関係者会議（第2回）開催結果に関する報告について質疑。

(2) 第1回定例会予算特別委員会

第1回定例会予算特別委員会（畠山みのり副委員長）は、3月17日（水）～23日（火）の日程で開かれた。当初の日程では、22日（月）に総括質疑が予定されていたが、他党派において新規事業に対する質疑の取りまとめに時間を要したことから、23日に変更となった。第1分科会（小岩均副委員長）では、鈴木一磨（北見市）議員が、新型コロナウイルス感染症対策、児童虐待防止、地域医療の充実、避難行動要支援者に対する災害時の支援、道州制特区、交通政策、防災体制の強化、道庁等の感染症対策について質した。武田浩光（札幌市西区）議員が北海道病院事業改革推進プラン、特殊勤務手当、札幌医科大学の運営について質した。小岩均（北広島市）議員が地方財政の確立、行財政運営の基本方針について質した。平出陽子（函館市）議員がコロナ禍における高齢者保健福祉等の充実、さらなる国際交流の推進、北海道新幹線トンネル掘削工事における要対策土処分について質した。第2分科会（松山丈史委員長）では、小泉真志（十勝地域）議員が道立都市公園のバリアフリー化、エゾシカジビエ利用拡大推進事業、石綿調査員の育成、悪徳商法による消費者被害、地域創生に向けた高等学校の今後の在り方、子どもを性被害から守る取組、児童・生徒の自殺、スクールロイヤーについて質した。松本将門（旭川市）議員が公共工事の生産性向上に向けたICTの活用、建設業における担い手確保、育成、ダムカードの利活用、教職員の超勤・多忙化解消、少人数学級、学校の新しい生活様式について質した。池端英昭（石狩地域）議員が防災・減災対策、国土強靱化（大規模地震への対応、治水対策、今冬の大雪対応、道路等インフラ）、カーボンニュートラルの実現、東京オリンピックの札幌開催、アイヌ政策、GIGAスクール構想、SNS相談について質した。畠山みのり（札幌市南区）議員が悪質クレーム（カスタマーハラスメント）、男女平等の取組状況、配偶者暴力（DV）対応、性犯罪・性暴力被害者支援の更なる充実、「性的マイノリティへの理解促進」について質した。第3分科会（藤川雅司副委員長）では、笠木

黨（旭川市）議員がパワーアップ事業、スマート農業、担い手対策、新型コロナウイルス対策、どうみん割の公平性、核廃棄物最終処分場問題について質した。山根理広（札幌市北区）議員が水産政策及び放射性廃棄物処分場の影響、難防除雑草（ハルガヤ）対策、ヘルシーD。、観光政策と民泊業の推進、悪質クレーム（カスタマーハラスメント）について質した。藤川雅司（札幌市中央区）議員が森林吸収源対策の推進、ゼロカーボン北海道、離職者の就職支援、若者の早期離職対策について質疑。沖田清志（苫小牧市）議員が新型コロナウイルス感染症対策、苫東開発（自動運転車大型実証試験場誘致、蓄電池産業誘致、二次買収用地）について質した。

知事総括質疑では、池端英昭（石狩地域）議員が、道政運営の基本方針、新型コロナウイルス感染症対策、カーボンニュートラルの実現、「性的マイノリティへの理解促進」、アイヌ政策、東京オリンピックの札幌開催について質した。会派は、2021年度北海道一般会計予算案について組み替え動議を提出し反対した。動議の提案趣旨説明は小泉真志（十勝地域）議員が行った。

6 当面する課題と対応

(1) 2月1日に知事に提出した道予算編成及び道政執行に関する要望・提言の内容は次のとおり。

2021年度 北海道予算編成及び道政執行に関する要望・提言

1. 行財政の確立について

- 1 新年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、道税収入の更なる減収が懸念されることから、道は、財政運営に支障が生じることがないように安定的な財政運営に必要な財源確保を国に強く求めるなど、様々な歳入確保に最大限努めること。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響による道税収入の減少を補う特例的な地方債の発行や経済対策の実施に伴う地方債の発行により、健全化判断比率の悪化要因となり得ることが懸念されることから、可能な限り新規道債発行の抑制に努め、減債基金の積み直しや繰上償還などにも取り組むこと。
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響により、政策推進に様々な影響が生じていることから、引き続きコロナ禍の影響等を踏まえた政策評価を実施し、道政を取り巻く環境の変化に、スピード感を持って的確に対応すること。
- 4 「今後の道財政運営（次期方針）」の推進にあたっては、職員の業務軽減、時間外勤務の縮減など労働環境整備、課題把握能力や企画立案能力の向上、道民サービスの向上に資するものとし、随時、その効果を把握・検証しながら取り組むこと。また、行財政運営の状況について、道民に分かりやすい情報公開を一層進めること。

2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る取り組み等について

- 1 収束に向けて新たな対策を講ずるため、医療、介護、福祉分野における財源を十分に確保すること。取り分け、医療・介護従事者を支援するため、医療機関等に対して強力な財政支援を行うこと。
- 2 医療機関・介護施設や保健所の危機管理体制の充実、あるいは提供するサービスの質を低下させないため、医師や看護師、介護職をはじめとする専門職を大幅に増員するとともに、処遇の改善、施設や設備等の拡充をはかること。
- 3 医療機関や介護サービス事業所等をはじめ、児童施設の職員や公務員などのエッセンシャル・ワーカーについては、クラスター発生を防ぐ観点からも、全額公費で定期的にPCR検査を実施すること。
- 4 新型コロナウイルス感染症対策の最前線に立つ保健所は、慢性的な人員不足の状況にあることから、通常業務に加え、感染症に関わる住民からの相談、患者発生に伴う疫学調査、患者搬送業務、患者からの聴き取り、濃厚接触者のPCR検査などにより業務量は増え、対応する内容も多岐にわたってきているが、現状は道民のニーズに十分に対応できていない。次の大きな「波」に備えるためにも、保健師及び事務職を大幅に増員し体制を強化すること。また、職員等の感染拡大防止対策の対応状況を十分に鑑みた上で、現場職員の士気を高めるためにも、更なる手当額の改善や適用期間の延長などを行うこと。
- 5 「北海道における新型コロナウイルス感染症対策に関する検証－中間取りまとめ」について、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議から指摘・改善を求められた事項は、政策決定の透明性をはかる観点からも、対応・対策の進捗状況を速やかに公開すること。
- 6 感染者情報の公開については、地域住民からは、自分の地域の状況が分からないことから不安等の声が出ている。情報伝達・公開のあり方を見直し、迅速かつ的確な情報公開により、道民の不安や混乱を解消すること。
- 7 飲食店や宿泊業をはじめ、それらに関連する様々な業種は、大幅な減収と度重なる政策の変更により、事業者や労働者が死活問題の状況に置かれていることから、減収

- 見合い分の更なる財政措置を講ずること。また、地域経済の回復に向けては、民間資金の活用も含め民間企業と連携・協力し、社会的課題や経済活動を適切に動かし解決に導くこと。
- 8 雇用調整助成金及び休業支援金・給付金の特例措置については、「縮小ありき」の方針ではなく、コロナ禍の影響を最も受けやすい非正規雇用や低所得者・女性など生活困窮者の生活実態や雇用情勢を鑑みて、雇用・所得の環境改善に向けた支援を国に強く求めること。
 - 9 中小企業に対する持続化給付金及び家賃支援給付金については、「終了ありき」ではなく、感染状況や経済動向に応じ柔軟に対応するよう国に強く求めること。
 - 10 感染者や医療従事者とその家族に対する偏見差別や誹謗中傷、また雇い止めや解雇、さらには自殺者の急増など、あってはならない事態が後を絶たないことから実効ある対策を講ずること。
 - 11 感染症対策の推進体制については、迅速かつ的確な対応、庁内における情報共有や連携の強化が極めて重要なことから、「新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室」への総務部危機対策局の組織化など、早期に指揮室を再編し感染拡大防止体制を強化し総力をあげて対応すること。
 - 12 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について、市町村において予防接種を実施するにあたっては、道は、自治体や医療機関等と連携・情報共有をはかり、道民に対しては的確な情報を提供するなど、必要な体制等を構築すること。
- 3. 地方創生の推進について**
- 1 地方創生に向けては、地域経済の立て直しが重要であることから、「本道経済の活性化に向けた基本方針」に基づき、中小企業等の意識調査や地域別経済の動向調査を通じて、循環型の域内経済を再構築するの的確な対策を講ずること。
 - 2 新たな過疎法については、現行過疎地域を引き続き対象とする要件等の整備を基本に、本道における総合的な過疎対策の充実・強化を国や関係団体に求めること。
- 4. 経済と雇用対策について**
- 1 中小・小規模企業における事業継続については、コロナ禍の影響拡大により休業業の増加傾向に一層の拍車がかかることが懸念されることから、金融機関や産業支援機関とも連携し、事業の継続と雇用の安定に向けた対策を講ずること。また、道に設置している「北海道事業引継ぎ支援センター」の周知徹底をはかるとともに、道内における相談窓口を増設すること。
 - 2 コロナ禍による解雇や雇い止め、さらには採用の延期や内定取り消しなど、依然として厳しい雇用情勢が続いているが、コロナ禍に名を借りた不合理・不適切な事案に対しては関係法令に照らし合わせ厳正に対処し、雇用の確保と安定に取り組むこと。
 - 3 基幹産業である一次産業や食品加工業などでは、人口減少や少子高齢化の進展、加えて、コロナ禍の影響により新たな外国人技能実習生を受け入れることができないなど、人手不足が深刻化していることから、地域からの人材流出の防止、道内外の人材確保や育成に取り組むこと。
 - 4 すべての外国人労働者の権利を確保し、適正な就労環境のもとで働けるよう、北海道労働局や外国人実習機構、各業界団体と連携し、適正な雇用管理や在留管理についての周知・啓発等を行うこと。
 - 5 本年3月1日から引き上げられる障がい者の法定雇用率については、民間の障がい者雇用ゼロ企業の実態を踏まえた丁寧な支援を行うこと。また、雇用のあらゆる場面で適切な合理的配慮がなされるよう、必要な対策を講ずること。
 - 6 本道の観光施策はインバウンド主体の政策により、右肩上がりの成長を見せてきたが、長期化するコロナ禍の影響により需要回復の見込みは立っていない。ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、新たな発想で新たな時代に相応しい観光施策を展開すること。
 - 7 観光産業が本格稼働するまでの間、それぞれが持つ技能や特性を活かせるよう、他業種での就労や副業などの場をマッチングさせ、観光産業に働く人の雇用の確保と維持に取り組むこと。
 - 8 法定外目的税の導入については、コロナ禍における観光業界の実情を踏まえた上で、ポストコロナ時代を見据えた観光振興税のあり方を検討し、将来にわたる安定した観光財源の確保を目指すこと。
 - 9 IRについては、現職国会議員の逮捕や民間企業代表者の在宅起訴などにより、事業に対する道民の不信感は更に増し、また、現下の状況を踏まえるならば、次期区域認定を見据えた税金の投入は、道民の理解を得られないことから断念すべきである。
- 5. 医療・福祉政策について**
- 1 社会保障費については、財政健全化の中にあっても、必要な社会保障サービスが利用でき、新型コロナウイルス感染症対策などを含め、すべての人の生活が保障されるよう必要な財源を確保すること。
 - 2 地域医療の確保については、新型コロナウイルス感染症との戦いが長期化の様相を呈しており、効率化だけで議論を進めるべきではない。地域の実情を勘案しながら、

- 圏域全体で必要な医療を確保するという視点に立った議論を行うこと。
- 3 医療・介護サービスが確実に利用し続けられるよう、医療機関・介護サービス事業所等の事業継続のための支援を適時適切に講じること。
 - 4 「介護離職ゼロ」の実現にあたっては、介護人材の確保が喫緊の課題であり、コロナ禍による人材流出に歯止めをかける施策を講ずること。
 - 5 待機児童の早期解消のため、質の高い保育所等の整備とともに幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等の抜本的な処遇改善と研修やキャリアアップの仕組みの構築と確実な実施により、幼児教育・保育の質の向上及び人材の定着と確保、ディーセント・ワークを実現すること。
 - 6 市町村における子育て世代包括支援センターによるアウトリーチ型の相談支援体制を促進するとともに、働くひとり親にも利用しやすいよう、母子保健サービスと子育て支援サービスがワンストップで提供できる体制整備を支援すること。また、地域子育て支援拠点においては、親の就業や社会参加支援につながるサービスを提供すること。
 - 7 児童虐待の防止、被害児童の早期発見と安全確保に向けて、オレンジリボン運動や児童相談所全国共通ダイヤル（189）の周知促進などの住民啓発、要保護児童対策地域協議会の活用による関係機関の連携強化、児童相談所における職員配置と育成の充実をはかること。また、児童相談所における一時保護所の体制強化や里親の支援・育成を推進すること。
- 6. 防災・減災対策について**
- 1 胆振東部地震から2年半近くが経とうとしているが、依然として心の傷は癒えず、生活再建に不安を抱えている住民は少なくない。復旧・復興支援事業については、機械的に完了するのではなく、地域の実態に則し、住民の心や生活に寄り添った施策を行うこと。
 - 2 近年、大規模土砂災害が全国各地で発生しており、北海道においても多くの危険箇所が存在している。土砂災害警戒区域に指定されている生活道路の安全対策を早期に行うこと。
 - 3 根室沖での巨大地震の可能性が指摘されている。これまでの防災総合訓練や胆振東部地震の災害検証を踏まえ、具体的な防災・減災の目標値を設定し、官民一体の取り組みを強化すること。特に、積雪寒冷期の避難に関し十分な検討と対策を講じること。
 - 4 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」と同等の法制度の整備により、財政支援の強化を国に強く求めること。
 - 5 高齢者、障がい者、子ども、疾患のある人、外国人などの移動手段的確保を含む避難計画を策定し、周囲への遠慮をせず避難所で生活できる体制を整えるための支援を強化すること。
 - 6 自治体における原子力防災計画と医療機関・福祉施設を含めた避難計画の実効性の検証と確保を行うこと。また、「日本海沿岸津波浸水想定」を踏まえ、避難所及び避難経路をはじめとした避難計画、退避等措置計画等の検証と必要な見直しをはかること。加えて、「地域原子力防災協議会」において改めて避難計画の妥当性及び実効性を継続的に検証すること。
- 7. 地方交通政策について**
- 1 JR北海道に対する経営支援について
 - (1) JR北海道に対する経営支援について、コロナ禍の影響に伴い利用者の激減により大幅な収入の減少に直面し、経営見通しが一層不透明な状況となっていることから、2020年度の固定資産税や新千歳空港使用料の免除、国からの借入金に対する返済猶予など、国に対しJR北海道の経営を支える措置を講ずるよう求めること。
 - (2) 本道の持続的な鉄道網の確立とJR北海道の経営自立に向けては、「国への提言」を実現することが何よりも重要であることから、所要の法改正が行われ、実効ある支援が講じられるよう、引き続きオール北海道で取り組みを展開すること。
 - (3) 青函トンネルの維持・管理について、JR北海道の経営安定を念頭に、北海道新幹線整備の推進とあわせ、中長期的な改修計画と財政措置を講ずるよう、国に求めること。
 - (4) 新千歳空港駅のスルー化について、新千歳空港へのアクセスを飛躍的に高め、道南・道東からのアクセス改善はもとより、道内空港の一括民間委託の効果拡大に大きく貢献することから、空港アクセス鉄道の抜本的改良を行うこと。
 - 2 北海道エアポート（株）は道内7空港の運営事業を一括委託しているが、コロナ禍の影響により極めて厳しい経営環境に直面していることから、運営権対価分割金の支払猶予を国に求めるなど、事業継続に向けた支援に取り組むこと。
 - 3 地域では、高齢化の増加、地元小売業の廃業、既存商店街の衰退等により、いわゆる買い物弱者が増えてきており、食料品へのアクセスは、商店街や地域交通、介護・福祉など様々な分野に少なからず影響を与えている。加えて新型コロナウイルスの感

- 染拡大の影響により、乗客と運送収入は大幅に減少し交通事業者は窮地に陥っている。道は速やかに関係部局が横断的に連携し、民間企業やNPO、地域住民と連携・協力のもと、バス路線の維持等、生活交通の存続・継続に向けて、対策を講じること。
- 4 「北海道十勝Ma a S実証実験」の結果を踏まえ、他地域での展開を目指すとしている「シームレス交通戦略」については、交通事業者、行政、経済団体、住民による幅広い参加と協働により推進すること。
- 5 災害・震災時における物資や人員輸送を確保するため、トラックや鉄道、フェリーなど各モードの特徴を活かした複合一貫輸送の推進、物流の役割を考慮した道路網の整備や鉄道ネットワークの維持に向けた取り組みを講じるとともに、災害発生時にける物資の円滑な流通のため、物流の基幹的広域防災拠点を整備すること。
8. 環境政策について
 温室効果ガスの削減は、市町村、事業者、道民の連携・協働による削減努力が不可欠であり、再生可能エネルギーなど多様なエネルギー源を、費用対効果を勘案しつつ活用することが求められることから、排出者による排出削減への取り組みを加速させるために、さらなる啓発、技術開発と普及に向け、あらゆる資源の投入や支援を行うこと。
9. 農林水産業の振興について
 1 農業政策について
 (1) 日本の農業・農畜産物は、この数年の間に大きな国際貿易協定が立て続けに発効され、際限のない自由化へと突き進んでいる。食の安全保障と食の安心・安全の確保、農林水産及び関連産業への影響を回避するため、生産者をはじめ道民への適切な説明をはかるとともに、正しい影響試算をもとに的確な対策を講ずること。
 (2) 我が国のカロリーベースの食料自給率は、目標の45%を下回り、2019年度では38%となっている。目標達成に向けては、我が国最大の食料供給基地である本道の果たすべき役割や期待が高まっていることから、新規就農者の育成・確保と農業法人の円滑な継承、高付加価値農業の推進等を一層促進すること。あわせて、いわゆる種子条例を適切に運用し、主要農産物の優良な種子を安定的に供給する体制の確立・強化をはかること。
 (3) 産地生産基盤パワーアップ事業については、農業の国際競争力の強化と生産体制の一層強化をはかる必要があることから、中長期的に継続し、必要な予算を確保すること。
 (4) 高病原性鳥インフルエンザ及びアフリカ豚コレラ等の家畜伝染病の侵入リスクを低減させるために、徹底した水際対策並びに侵入防止体制、防疫措置の充実強化をはかること。また、産地のイメージが傷つき風評被害を起こさせない対策を講じること。
- 2 林業政策について
 (1) TPP11や日EU・EPAなどによる外国産材の流通や林業分野の規制緩和が進む中、戦後以降の継続的な植林管理されてきた人工林が本格的な利用期を迎えていることから、森林施業プランナーや現場の課題に的確に対応できる能力、実践力を有する熟練度の高い人材の確保など持続可能な林業・木材産業の基盤整備をはかること。
 (2) 森林環境譲与税は、譲与基準の3割が人口比とされ、総体的に人口の多い大都市に大きく配分される傾向が見られる。制度創設の趣旨を踏まえ、森林整備や道産材の利活用、人材育成など地域経済の活性化に資するよう地域の取り組みを支援すること。
 (3) コロナ禍の影響により、丸太輸出の停滞や輸出用梱包材等の需要の減少が余儀なくされ、今後、木材価格の下落など、道内全体の林業・木材関連産業への影響が懸念されることから、木材需要の安定化に向けた総合的な対策を講ずること。
- 3 水産業政策について
 (1) 「第4期北海道水産業・漁村振興推進計画」を着実に推進し、栽培漁業の推進、不漁に伴う漁業者・水産加工業者に対する経営支援、水産物の輸出拡大、地場企業における水産加工機械の開発と輸出支援、観光業との連携を進め、地域の雇用創出に取り組むこと。
 (2) 計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象とする「漁業共済・積立プラス」の加入率向上、漁業経営セーフティネット構築事業における積立への新規加入者の拡大を支援し、漁業従事者の所得確保並びに、持続的かつ安定的な漁業経営の確立をはかること。
10. エネルギー政策について
 1 省エネルギー・新エネルギーについて
 (1) 「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」においても位置づけている通り、原子力発電は過渡的エネルギーとし、再生可能エネルギーや省エネの積極的な推進を前提として、中長期的に低減させ、最終的には原子力エネルギーに依存しない社会を実現すること。
 (2) 再生可能エネルギーの積極推進、分散型エネルギーシステムの技術開発・普及やスマートグリッドの活用、省エネ技術・製品の普及、エネルギー節約型のライフスタイル・ワークスタイルの普及などに対する政策的支援を行うこと。

- (3) 2020年度までを計画期間と設定した「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅱ期】」については、取り組みの検証・評価を行うこと。また、次期計画の策定に向けては課題整理と推進体制の整備を行うこと。
- (4) 「北海道新エネルギー導入加速化基金」を有効活用し、地場産業や雇用の創出がはかられ、また災害時を含めエネルギーが安定的かつ適切に供給されるよう、地域の特色を活かした地域分散型電源の普及の促進と多様な再生可能エネルギーの導入をめざす市町村の取り組みを積極的に支援すること。
- 2 幌延深地層研究計画の研究期間延長については、成果の有無に関わらず 9年間で研究は終了し、三者協定に基づき施設を埋め戻すことを、明確に機構側に書面で確約を得ること。併せて、研究の終了と終了後に係る具体的な工程を、「第4期中長期計画」に明記させるよう、国や関係機関に強く働きかけること。
- 3 高レベル放射性廃棄物最終処分場は、北海道全体の問題として捉えるためにも、道は、道民意識の醸成と世論喚起に向け積極的に取り組むこと。また、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく概要調査地区の選定をさせないためにも、知事は2町村に対して文献調査の取り下げを求めること。
- 1 1. 人権等政策について**
- 1 北海道人権施策推進基本方針については、基本方針の策定から17年余りが経過し、2021年度中には改定するとのことだが、今なお、差別や偏見に苦しんでいる方々の心情を慮り、年度当初を目途に改定を行うこと。
- 2 感染者やエッセンシャル・ワーカー、また、例えば接待を伴う飲食店など、職業を理由とする差別や誹謗中傷に対しては、再発防止のための具体的措置を講じること。また、インターネット上の誹謗中傷等については、関係機関と連携し積極的に対策を講ずること。
- 3 SDGsの5つ目の目標「ジェンダー平等の実現」に積極的に取り組むこと。また、本道における男女平等参画計画の策定率は全国的に見ても低調な状況にあることから、道は未策定の市町村に対し、市町村の事情や地域の状況に配慮しながら早期策定に向けた働きかけを行うこと。
- 4 2017年の改正育児休業法により妊娠・出産、育児休業、介護休業などを理由とする就業環境を害する行為を防止する措置が義務化されていることから、経済団体や業界団体に周知・啓発を行い、育児休業等に関するハラスメントの防止措置を行うこと。
- 5 パートナシップ制度は性的マイノリティ当事者のみならず、移住や関係人口の創出、経済的な観点からも有益であり、早期導入に向けて検討を開始すること。
- 1 2. アイヌ政策の推進について**
- アイヌの人たちに対するいわれのない差別や偏見、無理解が後を絶たない。アイヌの人たちが先住民族であるとの認識のもと、民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される共生社会の実現に向け、関係団体との連携を強化し、未来志向によるアイヌ政策を推進すること。
- 1 3. 東京2020オリンピック・パラリンピックについて**
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、2020年3月24日、東京オリンピック・パラリンピックは史上初めてとなる開催延期が決定された。今後は感染状況を踏まえ、国や東京都、関係自治体・機関と連携し、すべての人の健康と安全を最大限考慮すること。
- 1 4. 北方領土返還の取り組みについて**
- 領土交渉の事実上の交代に加え、コロナ禍の影響により、2020年度の四島交流等事業が計画どおりに実施できなかったことは極めて残念だ。今後は、世論喚起や対露外交交渉の一層の加速化に向けた事業展開に取り組むこと。
- 1 5. 消費社会の育成について**
- 1 食品ロスの削減は様々な分野にまたがることから、食育推進連絡会議の下に設置した「食品ロス対策部会」を中心に、市町村や食品関連事業者などの企業・団体、教育機関などと連携を強化しながら、地域の特性に応じた取り組みを推進すること。
- 2 食品ロス削減や貧困問題につながるフードバンクの取り組みについては、食品関連事業者等や生産団体等による協力・連携の推進をはかるとともに、活動団体への公的な支援を積極的に推進すること。
- 1 6. 教育課題について**
- 1 「給特法」及び「給特条例」の改正により、時間外在校等時間の上限が「月45時間、年360時間」と定められたが、依然として法の趣旨を逸脱する勤務環境に置かれている。学校における働き方改革は、継続して不断の見直しが必要で、実効性ある業務の削減策を具体的に示し取り組むこと。
- 2 GIGAスクール構想については、学校現場の教職員の声を反映することが重要なことから、活用するソフト等の学習・研修時間を確保すること。また、タブレット等の修繕・更新等費用についても、国に強く求めること。
- 3 「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編成

標準を順次改訂すること。また、地域の特性に合った教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正に伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充をはかること。

- 4 学習活動については、感染症防止対策を講じてもお感染リスクは避けられないことから、各学校の実情に応じたきめ細やかな指導助言を行い、コロナ禍にあっても健やかな学びが保障されるよう対策を講じること。
- 5 私立学校等管理運営対策費補助金における北海道単独措置額を増額し、私学に対する財源措置を強化・充実すること。

(2) 12月23日に知事に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る要望は次のとおり。

- 1 道においては感染が高止まりの状況にあり、未だ感染拡大に歯止めがかかっていないことから、収束に向けた新たな対策を講ずるため、医療、介護、福祉分野における財源を十分確保すること。
- 2 医療機関・介護施設や保健所の危機管理体制の強化を図るため、医師、看護師、介護職員をはじめとする専門職を大幅に増員するとともに、年末年始も対応できる人員を確保すること。また、処遇の改善、施設や設備等の拡充を図ること。
- 3 医療機関や介護施設等をはじめ、児童施設の職員や公務員などエッセンシャルワーカーについては、全額公費でPCR検査を実施すること。
- 4 年末年始を迎えるに当たっては、道民の不安や混乱を解消するため、警戒ステージ移行の運用方法、感染者情報の公開の在り方を早急に見直すとともに、人々の交流や移動による感染拡大が懸念され、その結果、医療体制の逼迫や経済活動への影響も想定されることから、外食、移動、年末年始の外出等を念頭に、人の動きや接触機会を具体的に適切に示すこと。
- 5 飲食店や宿泊業をはじめ酒類・食材納入業者など様々な業種にも大打撃を与えている。また、度重なる政策変更により混乱も生じ、この年末を本当に乗り切ることができるのか、事業者にとって死活問題の状況にある。国に更なる給付を求め、道としても減収見合分の更なる財政措置を講じること。
- 6 感染症の収束が見えない中、人の動きや接触機会の低減、誹謗中傷を絶対に許さないことなどについては、年末、道民に対して知事自ら強いイメージを発信すること。

(3) 会派が今定例会に提出した令和3年度北海道一般会計予算案に対する組み替え動議は次のとおり。

令和3年度一般会計予算案は、知事任期折り返しとなった当初予算である。道が進めてきた感染対策と社会経済対策の両立は、その結果として、感染抑制と感染拡大の波が何度となく繰り返され、道民生活や社会経済活動への制約は、長期にわたり深刻な影響を与えてきた。私たちは、感染防止対策と医療支援、そして生活者と事業者支援を集中的に展開し、感染拡大の波を最小限に抑え、その状態を継続させることで感染を可能な限り封じ込め、早期に通常に近い生活・社会経済を取り戻す道を選択すべきと考える。令和3年度予算案は、新型コロナウイルス感染症対策予算が膨らみ、一般会計予算は過去3番目の予算規模となった。感染対策や経済支援は国の交付金頼みが目立ち、予算案における収支不足は370億円に上り、今後も300億円以上の収支不足が見込まれており、中長期的な財政健全化の道筋は見えてこない。また新型コロナウイルス感染症対策に6541億円を計上したが、コロナ禍で苦しんでいる道民をどのように、どこに導こうとしているのかという視点にも欠けている。こうしたことから令和3年度予算は、新型コロナウイルス感染症によって被害や影響を被った道民生活と社会経済活動を、力強く再生へと導く予算に編成し直すことが不可欠だ。よって、以下の内容を中心に、議案第1号令和3年度北海道一般会計予算案を組替えの上、再提出すべきである。

組み替えの主要項目

1 知事の政治姿勢について

新型コロナウイルス感染症とそれによる影響、そして、これによって社会や経済の脆弱性が浮き彫りになった。独自の緊急事態宣言、札幌市との共同宣言、政府の緊急事態宣言では、大きな痛みを伴いながらも今こうして何とか踏みとどまっている陰には、倒産や廃業の不安を抱えながら時短・休業に協力をいただいた事業者、仕事を失い途方に暮れた方、突然の休校で混乱を押しつけられた保護者や児童生徒、教育現場の方など、多くの道民の大変な御苦労があったことを肝に銘じる必要がある。同じような御苦労を

、さらにもお願いすることがあってはならない。それが道民の共通の願いであるはずだ。にもかかわらず知事は、「ピンチをチャンスに変える」とキャッチフレーズ的な言葉でごまかすが、感染症がピンチを招いたのではなく、感染症に対する施策や対策の結果がピンチを招いたのである。それは独自の緊急事態宣言の際、如実に表れたと言っても過言ではない。その際「政治判断の結果責任は私が負う」と明言したが、その責任をどのように果たしてきたのか、明らかにしていない。

度重なる休業や時短要請によって、廃業や倒産、解雇の危機に瀕している飲食業界や関連業界。子どもを育てるためにパートで家計を支えていた女性が、休業支援金を受け取れず、生活の見通しが立たなくなる。やむなく非正規雇用となり、今回の感染症によって差別的な待遇を受けている方。まだまだ、多くの方が苦しみ厳しい状況の中であえいでいる。そうした方に光を当て、希望を持ってもらうことが知事の責務ではないか。

感染症対策関連以外では、子育て支援や持続可能な社会の実現など、先行投資のための予算は増額する一方で、必要性に乏しい事業や効率性の低い予算については大胆に見直し、めり張りの利いた予算に組替えすべきである。

2 行財政運営について

本予算案では、財政調整基金は52億円しか確保できていない。この規模で、緊急的な事態に対応できるのか懸念がある。とりわけ、感染が急拡大した際に、迅速に補正予算等の編成で対応するためにも、事業の精査を中断なく進め積立て財源を確保すべきである。

道債残高が令和3年度末に初めて6兆円を超す見込みとなっており、一方で経済停滞の長期化で税収は大きく減るなど、依然として財政運営は硬直化し、綱渡り状態が続いている。

また実質公債費比率は令和8年度には24.3%に達する見通しで、財政破綻が危ぶまれる早期健全化基準の25%が目前に迫る。道民生活を守るためには、財政再建の取組は急務であることから、中長期的な財政健全化の道筋を早急に示すべきである。

3 新型コロナウイルス感染症対策について

コロナ禍において最優先すべきは、感染者のこれ以上の拡大防止と、感染症拡大により窮地に立たされた道民や事業者の救済だ。しかし、こうした感染防止や経済支援を見る限り、道民に安心感を与える対策とは言い難い。

知事は、昨年2月、独自の緊急事態宣言を発出し、その際、「感染拡大防止のモデルをつくる」と公言してはばからなかったが、結果は、第2波、第3波が北海道を襲い、その間、抑制と解除を繰り返すだけの対策でしかなく、抑制とセットであるべき事業者支援は実態とはかけ離れたものだ。

感染症対策に計上された施策の多くは、これまで浮き彫りとなった問題点や課題を補う「後追いの・補完的な施策」でしかない。知事が言う「感染症に強い地域社会の構築」にはほど遠く、こうした施策を一体的に講じることによる実効性も見えず、北海道の将来を展望した感染症対策予算ともなっていないことから「医療現場への支援」「感染の封じ込め」「暮らしと事業を守る」ことに視点を集中した予算に組替えるべきである。

4 カーボンニュートラルへの取組について

昨年臨時国会において菅総理は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した。

道は、これに先駆けて2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す考えを示しているが、まずは、どのように2050年にゼロカーボン北海道を実現するのか、十分に実現可能な再生可能エネルギーの導入目標、省エネルギー目標の上積みなどについて、道民や事業者を示す必要がある。

また、2050年ゼロカーボン北海道を掲げた以上、電力については原発に頼ることなく、2050年再生可能エネルギー100%を掲げ、熱や動力についても、再生可能エネルギーの電力から生産される水素等を用いるなど、具体的な施策と工程表を示すべきである。

北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例は、原子力を過渡的なエネルギーと位置づけている。道は条例の趣旨を踏まえ、原子力エネルギーに依存しない社会を一日も早く実現し、地域の資源を生かした再生可能エネルギーの活用と省エネルギーによって地域を豊かにしつつ、速やかに脱炭素社会を実現できるよう、早急に中長期目標とそれを実現するための具体策の取りまとめと必要な予算措置を講じるべきである。

5 人権政策について

令和3年度の道政執行方針におけるパートナーシップ制度の導入をはじめとする人権政策については、知事の理念や考え方が全く示されておらず、ポストコロナを見据えた、本道の未来を切り開くための起点となるはずの重要政策が、極めて軽く扱われていることに大きな憤りを覚える。

先の同性婚訴訟では、同性同士の結婚を認めない現行制度は、法の下での平等を定めた憲法14条に違反するとの判断を札幌地裁が初めて示したが、まさに時代の要請に応えた判断であり、知事は重く受け止めるべきである。

一方、オリンピック・パラリンピック組織委員会の前会長による女性への差別的発言、情報番組でのアイヌ民族を傷つける不適切な表現など、北海道の知事として決して看過できないことが相次いでいることを鑑みれば、今からでも遅くはなく、人権政策を、道として最優先に取り組む政策として引き上げることが内外に明らかにし、差別解消、多様性を認め合う社会の構築に向けた予算措置を講ずるべきである。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策については、昨年10月28日にスタートし、4ヶ月余り続いた集中対策期間が3月7日に終了した。この間、期間の延長が繰り返され、その結果、社会経済活動の制約が長期にわたり、道民生活や社会経済活動に深刻な影響を与えている。我が会派は、代表質問において対策に取り組む基本方針として「新型コロナウイルスとの共存なのか、感染を抑えるゼロコロナを目指すのか」と質したが、「必要な対策を講じた上で、経済循環を段階的に進め、感染症に強い社会を構築する」との答弁に終始した。これまでの中途半端な感染防止対策と時短など場当たりの対応では、不十分といわざるを得ない。集中対策終了後、道内の感染者数は増加傾向にある。感染拡大の「切り札」と言われるワクチン接種は、先行きが不透明であり、加えて、変異株の確認も相次ぎ、「実行再生産数」も上昇している中、第4波も大いに懸念される。感染予防対策と医療支援、併せて生活者・事業者支援を集中的に展開し、感染拡大の波を十分収束させ、その状態を継続させることで感染を封じ込め、早期に通常に近い生活・経済活動を取り戻す「ゼロコロナ」を目指すべきである。

(5) 人権関連施策について

我が会派は、これまでもパートナーシップ制度の導入など性的マイノリティに関する人権施策について、再三、議会等で議論してきた。本定例会代表質問では、16年以上を経過して本年7月を目途に「北海道人権施策推進基本方針」が見直されることを契機に、「人権施策の充実を重点政策の柱に位置づけるべき」と指摘したが、知事は、「人権施策は、見直しを進めている基本方針のもとで効果的な推進を図っていく」とのこれまでの答弁を繰り返し、踏み込んだ考えは示さなかった。コロナ禍で女性の生きづらさが浮き彫りとなる中、追い打ちをかけるように女性蔑視発言が相次いだ。これには女性のみならず、男性からも批判の声が上がった。また、札幌地裁における同性婚訴訟では、国内で初の違憲判決が出され、23日には、三重県議会で「アウティング」と、カミングアウトの強制を禁止する条例が都道府県レベルでは初めて全会一致で可決された。こうした現下の情勢を踏まえれば、人権施策を最優先に取り組む政策と引き上げるべきであり、更に知事は「人権施策は、道行政を推進する上での基本となる施策」と言うのであれば、全ての政策をジェンダー平等の視点で取り組む必要がある。